

## 「仕事を増やして」は、すぐに実現しないが

げんじょう しゅういっかい しゅうろう じつげん

### 現状で週一回の就労を実現することはできる。本当の話

ほんとう はなし

本年度の登録が終わり、すでに皆もよく知っているように、登録者数は三千百人となった。就労できるのは十日に一回のペースとなっている。

輪番登録した仲間のうち、昨年に引き続き登録したのは、二千二百二十五人で、全体の六十八・五パーセントにあたる。新規登録（一年おいて再登録の二十人強も含む）は、九百七十五人ということになる。

平均年齢は、昨年に引き続き登録したグループが61歳、新規登録のグループは59歳、全体では60.7歳で、新規登録のグループの方が若いということが判る。

ちなみに、昨年登録して今年登録しなかったグループの平均年齢は3歳で最も高い。「生活保護」移行での卒業生が多く含まれている結果だと思われる。

年齢でみると、59歳までの仲間が千三百七十八人で、44.4パーセントを占めている。60歳以上が半分以上ということだ。

「なんとかかもっと早く番号が回るようにして欲しい」という声をよく聞く。もつともなことだ。月に3回の就労ではなんともならない。せめて週に一回の就労を、と思うのは当然のことだと思う。

輪番の回りを早くする方法は二つある。仕事を増やすことと登録者数を減らすこととの二つだ。

仕事を増やすことは、残念ながら早急にはできない。それどころか、来年には激減することもありうる。雇用創出基金がなくなるからだ。

年齢区分	連続	新登録	合計	未登録
55以下	5人	11人	16人	5人
55-59	780人	582人	1,362人	200人
60-64	1,054人	317人	1,371人	348人
65-69	234人	52人	286人	184人
70以上	52人	13人	65人	31人
総計	2,125人	975人	3,100人	768人
年齢区分	連続	新登録	合計	未登録
55以下	0.2%	1.1%	0.5%	0.7%
55-59	36.7%	59.7%	43.9%	26.0%
60-64	49.6%	32.5%	44.2%	45.3%
65-69	11.0%	5.3%	9.2%	24.0%
70以上	2.4%	1.3%	2.1%	4.0%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平均年齢	61歳	59歳	60.7歳	63歳

**\*酒気帯び就労は厳禁です。**「酒」の匂いがあれば就労できません。

**\*生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。**

# 共倒れを防ぐために60歳以上は輪番から卒業しよう

## 65歳未満は三ヶ月で福祉を打ち切られるは、デマ。 確実な情報で判断を

仕事が増やせないなら、登録数を減らすしかない。しかし、高齢の仲間を、より困った状態に追い込もうということではない。

経済的によりましな選択肢があるのだから、そちらに移行することが、当人にとっても利益になるし、残らざるを得ない仲間にとっても利益になるという、一石二鳥の話をしている。

現状のままでは、共倒れになる。60歳以上が生活保護に移行すれば、週に一回の就労となり、生活保護移行が困難な仲間が助かることになる。

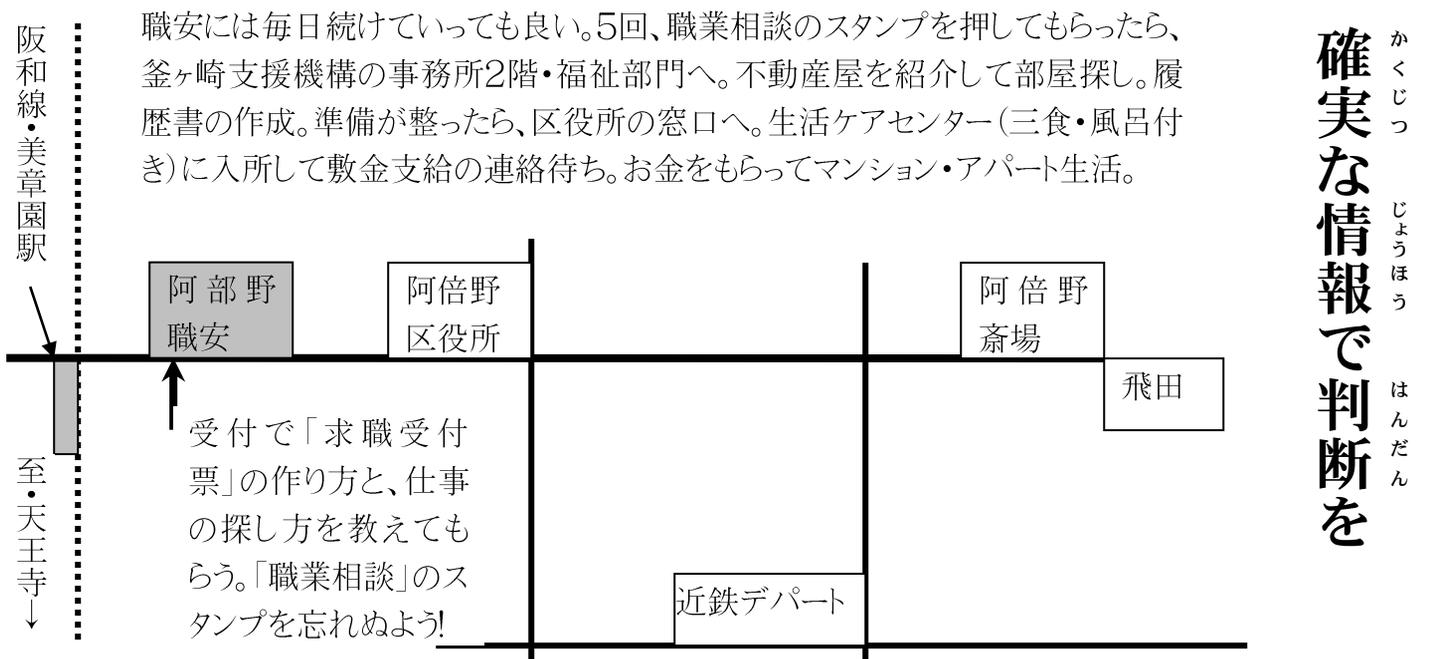
「まだ元気だから、もう少し頑張る」は間違いだ。頑張る方向が違う。生活保護を受給して、輪番以外、アルミ缶集め以外の仕事を探すことに力を向けることが、本当の頑張ることだと思ふ。福祉を活用することは、頑張ることをやめることでは決してない。

「元気なのに福祉は・・・」という声もあるが、居宅を確保して、輪番就労以上に働いている仲間もいる(勿論、区役所に対して収入申告は必要)。福祉にかかったからといって働いてはいけないというわけではない。

「自分はこのままでいい。何も福祉の世界にならなくて、このまま死んでいく」という仲間もいる。考えは人それぞれだが、その個人の選択に影響を被る人がいることも考えてもらいたい。自分のためではなく、人助けだと思つて、生活保護に移行し、輪番就労から卒業してもらいたい。

自炊もできる台所の備わった部屋で、月七万円見当で生活する。平凡な繰り返し。少しでも働かないと精神的にまいる。生保生活も大変だ。しかし、路上死は避けたい。

職安には毎日続けていっても良い。5回、職業相談のスタンプを押してもらったら、釜ヶ崎支援機構の事務所2階・福祉部門へ。不動産屋を紹介して部屋探し。履歴書の作成。準備が整ったら、区役所の窓口へ。生活ケアセンター(三食・風呂付き)に入所して敷金支給の連絡待ち。お金をもらってマンション・アパート生活。



阿部野職安 (ハローワーク) から要望!  
「月曜日と金曜日は混んでます。なるべく避けて下さい。」とのこと。  
職安通いは「火・水・木」

職安にも混む日と少しましな日とがあるようだ。あいらん職安では、アプレがダブルで支給される月曜日と祭日あけが混むが、阿部野職安では、月曜日と金曜日が混むということのようだ。なるべく避けてもらいたい、という要望が伝わってきました。

## 「仕事を増やし、確保するために」

ぜんりんばんしゅうろうしゃ

きょうりよく

### 全輪番就労者アンケートに協力を！字の苦手な人はスタッフに声を掛けてください

今、輪番は月に3回程度しか回ってこない。「せめて週一回」の控えめな要望にも届いていない。仕事を増やすことが、皆の希望である事は間違いない。しかし、状況は厳しい。

輪番就労は、仕事をしてもらって賃金を支払っているが、そのお金のほとんどが国の地域雇用創出基金でまかなわれている。地域雇用創出基金は細いながらも頼みの綱である、ということになる。ところが、その細かい頼みの綱が今年度一杯、つまり来年3月

末までで切れることになっている。今の基金事業は、3年3ヶ月の期間が定められていた。それ以前にも同様の基金に基づく事業が、3年6ヶ月の期間実施されていた。3度目の基金事業が決定されるかどうかは判らない。判っていることは、必要を感じるものが、要求を出さなければ何も動かないということだ。

要求を出す相手は、国であり、国会だ。

う」とある。

予算原案を作る各省庁、予算作成や確定に力を持つ国会に、我々の要求を届けなければならぬ。また、世間の多くの人の賛同も得なければならぬ。

要求するものの立場は、憲法的に言えば、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を踏みにじられ、勤労の権利を奪われているものとしての立場ということになる。

そのためには、要求の根拠、要求するものの立場を明らかにする必要がある。

要求は、一人ひとりの現実で裏付けされた具体的なものが力を持つ。また、個々バラバラでなく、千人、二千人とまとまる事も重要だ。

要求の根拠は山ほどあると思うが、論議盛んな憲法でいえば、25条「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあるし、27条には「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負

入、寝場所のこと、そして、要望をまとめることによつて、来以降の仕事を確保するための要求の根拠としたい。漏れ無く記入を。

**\*酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがあれば就労できません。**  
**\*生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。**

# アンケートには登録番号の記入を忘れずに

個々人の健康状態に応じた医療相談、資格に応じた仕事紹介等に必要です

アンケートには登録番号を記入して下さい。要求活動等にアンケート結果を活用するときは、集計した結果を使い、個人を特定した形で公表することはありませんが、健康状態や仕事に役立つ資格取得状況などによつては、現状でも個人ごとに対応できること、あるいは早く医療相談しなければならぬことがあると考えています。そのためには、登録番号の記入が必要です。忘れないように記入して下さい。

気温もあがってきて、「休憩ぐらいゆつくりしたいわ」という声も聞こえそうですが、特掃が守れるか、大きく拡大できる芽が出るかの瀬戸際です。気力振り絞って、全項目に記入して下さい。表だけ記入して「ああ、すんだ、すんだ」ということがないように。

よろしく願います。

衆議院議長様 参議院議長様

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構

## ホームレス(野宿生活者)対策予算確保に関する請願(案文)

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(法105号)が、2002(平成14)年8月7日に公布されて2年が経過しています。この間、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定され(平成15年7月)、大阪府・大阪市をはじめ幾つかの自治体で今春、「実施計画」が策定されています。しかしながら、平成15年に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査」で、全都道府県において野宿生活者が確認されているにもかかわらず、「実施計画」の策定は全国的な拡がりを見せていません。

法の成立からすでに2年が過ぎています。法は、10年間の時限立法であり、このままでは立法の目的を達することなく法の効力を失う日を迎えることとなりかねません。

法第10条では、「国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定められています。

定められた時限内に法の目的を達成するため、また、地方公共団体の対策意欲を喚起するためには、現状の限られた事業に対する補助金制度ではなく、基金を設け、交付金による事業実施に切り替えるべきであると考えます。

1年間200億円を見込み、その5年間分の1000億円を、「ホームレス自立支援基金」として予算措置されたい。

## 対策予算確保に関する請願署名運動

釜ヶ崎支援機構では、野宿生活者対策予算確保を実現するために、国会に対する請願署名を集め、提出することを検討しています。6月2日の総会で決断して開始の予定です。

アンケート結果は、請願(対策予算確保)の重要な説明資料となります。多くの人に署名を依頼するときの資料ともなります。署名運動を成功させ、仕事の増大を実現するためにも、大切な今回のアンケートです。全員全項目記入を!

## 輪番就労アンケートに協力、ありがとうございました

### 8日半で輪番一巡。

1884人が回答。  
3100人の60.8%

期間中の飛び番号を除けば、回収率97.8%

5月17日から輪番が一巡した26日まで、アンケートに協力して頂いた。ありがとうございます。

アンケートの最後に「要望や希望」を書いてもらった。一人で一つの要望を書いてあるものが多かったが、一人で二つ、三つ、書いている人もいた。特掃・仕事関連の要望をまとめたものが下の表。全体では、499記入があった。

特掃の継続・拡大に関するものが最も多く、一般的に仕事の要望を書いたものと含めると、433記入があり、記入全体の78.6%を占めている。特掃を取り巻く状況は、多くの要望の声とは逆に、うかうかしている、来年4月からは月一度の就労ということになりかねないほど厳しい。国予算確保をめざして、これから半年が正念場。要望の声を基礎に、要求実現に取り組み。

要望・特掃関係	回答数
1日定数を300人以上にする事 2005年度も特掃を実施する事	1
「特別就労」の予算枠を大幅に増加させましょう	1
55歳以上は仕事がないので特掃を続けてほしい	1
後3年続けて欲しい	2
長く続けてほしい	14
特掃の仕事を増やしてほしい	204
特掃月4回	38
特掃月5回	27
特掃月6回	15
特掃月7回	2
特掃月8回	27
アルミ缶収集はきつい割りに金にならない 特掃が月8回あればなんとかしのげるのだけれども	1
現金仕事は年齢的にほとんど行く事が出来ないせめて特掃の仕事が週2回あればなんとかかなと思う	1
特掃月10回	18
特掃月12回	7
現在、収入は特掃だけ月12回以上にしてほしい	1
特掃月13回	1
特掃月15回	1
特掃月15回	3
特掃月16回	3
特掃月20回	5
特掃月24回	1
特掃を毎日	3
就労時間を長くして賃金を上げてほしい	4
賃金上げてほしい	4
紹介時、各窓口でもう少し、いきどいた説明をしてほしい	1
特掃の仕事で本当に助かっている	1
特掃の仕事は社会の為になる良い環境になる	1
生活保護受給者の特掃利用者は遠慮してもらいたい	2
認定所持者及び生活保護者を特掃に就かすな	1
要望・仕事一般	回答数
仕事したい	9
仕事ほしい	38
現金仕事が増えてほしい	3
いろいろな仕事回してください	1
NPOの仕事あれば利用したい	1
国、市などがもっと高齢者に対する仕事を積極的に増やしてもらいたい	1
職安の雇用年齢を65歳まで上げてもらいたい。本職があっても、現金仕事でも年齢が違うだの「人間差別」ではないですか	1
賃金が安くていいから60歳以上の仕事を増やしてほしい	1
年齢が60歳で仕事がないので何かもっと仕事したい	1
高齢者の就職先を紹介するような機会を作ってください。	1
体が悪くて高血圧の為普通の職場が無理。	1
障害者の仕事がほしい	2
資格について今後、パソコン、ヘルパー2級の設置を希望します	1
自動車免許を使いたい	1
大工仕事があればしたい。3年前、酒屋の店舗を作りました。	1
内職でもあれば	1
住居が無いので就職できない	1
ハローワークで求職しても相手にされない。ホームレス支援事業をもっと拡大してほしい。	1

**\*酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがすれば就労できません。**

**\*生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。**

# 生活(居宅)保護 卒業希望は63.6%にあたる1199人。

せい いかつ きょくほ そつぎょう きぼう

まいにちさんしょく  
毎日三食 食べられていないのは506人、27.8%にすぎない。

## 「身体に不自由なところがありますか」に対する回答 1276人(67.7%)が何らかの故障を抱えている

無記入	1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	記入計
608人	557人	283人	148人	94人	70人	52人	35人	37人	1276人
32.3%	29.6%	15.0%	7.9%	4.0%	3.7%	2.8%	1.9%	1.0%	67.7%

1週間に一食も食べられなかった日があったのは212人(11.6%)

下の表は1週間のうちの欠食日数別の集計

欠食日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	計
回答数	18	67	60	15	9	2	2	173
%	10.3%	38.7%	34.7%	8.7%	5.2%	1.2%	1.2%	100.0%

仕事の拡大要望も多いが、それを上回って希望が多かったのが、生活保護を利用することであった。1884人の内1199人が生活保護利用を希望している。

生活保護希望が多いのは、希望とは裏腹に仕事によっては生活できない現実があるからだ。アンケートの回答者の内三度三度の食事をとれているのは、506人にすぎない。1317人は、満足に食えることができない状態にある。

身体の調子も、万全でないものの方が多い。「身体に不自由なところがありますか」の間に回答がなかったものを体調万全と見なしても608人にすぎない。項目には直接的な項目がなかったため、実際に体調万全なものもつと少ないと思われる。

寝場所についても、困窮する現実を数字で示している。野宿についての回答は、1608人。

63.6%にあたる1199人。

その内、「野宿したことはない」の回答は、246人(15.3%)。もつとも多いのが「時々する」で861人(53.5%)、「ずっと野宿」は、501人(31.2%)。

釜ヶ崎支援機構は、野宿生活者が抱え込まれている課題の解決は、第一に就労の拡大によっておこなうべきであると主張している。働くことで収入を確保し、食や安定した居所が確保できることが、多くの野宿生活者の要求でもあると信じている。残念ながら、就労拡大は足踏み状態で、多くの仲間が、路上で命つきる危険にさらされている。だからこそ、多数が、緊急避難的に生活保護の活用を望んでいるのだ。

緊急避難的生活保護の活用も、望むものが全て実現できる状況にはない。利用したいと回答したものの内562人は、60歳以下。希望とは別に特掃で頑張らざるを得ない。彼らが、三食食べられるようにするためには、卒業できるものは卒業を!

### 対策予算確保に関する請願署名運動

釜ヶ崎支援機構では、野宿生活者対策予算確保を実現するために、国会に対する請願署名を集め、提出することを6月2日の総会で決定しました。具体的に近く開始の予定です。

アンケート結果は、請願(対策予算確保)の重要な説明資料として活用します。しかし、医療や福祉相談以外では、個人情報としての使用はしません。今号現場通信で見られるように、まとめた数字での活用に限りません。

## 緊急地域雇用創出特別交付金後 予算確保

### 我らの仕事の予算確保を国会に求める請願署名に協力を!

今、特掃は一日250人就労している。予算の出所  
で分けると、大阪府が単独で負担しているもの一セ  
ンター清掃の20人分、大阪市が単独で負担している  
もの一地域内清掃30人分。フェスティバルゲート負  
担の3人分。残りの197人分は、緊急地域雇用創出  
特別交付金を活用しているものだ。

緊急地域雇用創出特別交付金は、今年度で無く  
なることが確実視されている。フェスティバルゲ  
ートの3人分も無くなる。単純に考えれば、残るの  
は50人分ということになる。来年度の登録数が今年  
と変わらないと仮定すると、一ヶ月に一回も回らな  
い勘定になる。

勿論、大阪府・大阪市とも、就労数が確保できる  
ように最大限の努力をつくすということであるが、  
なんせ、常に「財政事情」の言葉がつきまとうのが  
いずこも同じ地方自治体、過大な期待は禁物。

国の予算を基盤に実施され続けてきた  
事業は、やはり国に予算確保・継続を求め  
ていくのが筋だと思う。

これまで、雇用創出交付金は補正予算  
で組まれていること、今回の交付金の期限  
が来年3月末までであることを考える  
と、切れ目のない事業継続を、早く確保す  
る機会は、9月にあるとされている臨時国  
会だ。9月臨時国会で論議してもらい、現  
在の就労数の3倍、4倍の確保が可能な  
予算を決定してもらうことを目指さなけ  
ればならない。

そのための努力の一つとして、国会に対  
して請願をおこなう。「ホームレス対策予算  
確保に関する請願」だ。請願は、請願人が多  
ければ多いほど注目を集める。現在、いろ  
んな団体に署名の協力を要請している。

もつとも頑張つて署名を集めなければな  
らないのは、予算確保されれば仕事確保に目  
処が付く我々だ。輪番就労にきている仲間  
は勿論、釜ヶ崎の全労働者、全国の野宿生活  
者に直接関わることだ。必ず署名に参加し  
よう。一人でも多くの署名を集めよう。請願  
紹介国会議員は、衆参合わせて42名!

- \*酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがすれば就労できません。
- \*生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。

## 職安(ハローワーク)の求職受付票の様式が変わりました

これまでの求職受付票は、ハガキくらいの大きさで、裏に職業相談した履歴を記入する欄があった。

生活保護の申請に行った時、求職受付票の裏の相談記録が、働こうと努力していることを客観的に示すものとなるから、65歳以下の比較的元気な人にとっては、生活保護申請の準備として、職安通いと職業相談のスタンプ押しは、欠かせないものであった。

ところが、最近、求職受付票の様式が変わった。大きさもハガキの三分の一くらいになり、裏の相談記録欄が無くなった。

求職受付票の様式が変わったのは知っていたが、安倍野職安に通っている人のものを見ると、白い紙がホッチキスで留めてあり、職安に行った日付と職業相談のスタンプが押してあったので、生活保護申請の資料としては支障がなかった。

しかし、多くの職安では、求職活動の記録は職員のパソコンで確認し、本人には記録を渡さなくても職業相談の業務には支障はないことから、安倍野職安のようなことをしているところはない事がわかった。

別の紙に相談記録を留め、本人に渡している方式を残したのは、地域事情を考えた安倍野職安の特別サービスかと感心していたら、7月一杯で安倍野職安も相談記録の確認を、パソコンの上でだけおこなうことになるという。

相談記録のない求職受付票を、生活保護申請の時に持参しても、就労努力をしているという客観的な資料とはならない。ではどうする。なにか求職受付票の代わりとなるものがないと、生活保護申請に支障がでる。

7月一杯は、安倍野職安はいままでどおりだから、急げる人は今のうちに準備を整えよう。

## 8月からはどうするか。「情報弱者」はどうなるのか

就労努力を客観的に示す、求職受付票の代わりとなるものは何か、ということで浮かびあがったが、ハローワークの端末で検索し、印刷することのできる求人票だ。

職安に行くとタッチパネルのモニタが沢山おいてある。テレビの画面様の上を、筆ペン様のもので押さえることによって選択する端末機器で、年齢、希望産業、職種、雇用形態など順番に入力して、条件にあった求人情報を画面上に表示するためのものだ。

自分にあった求人情報、連絡してみたい求人情報があれば、横にある印刷機(プリンタ)で印字することが出来る。一回の使用で5枚までの制限がある。

今後は、この印刷された求人情報が就労努力していることを証明する資料となる。

端末を使いたいときは、受付で申し出て、端末の番号を書いた紙をもらい、その番号の端末を使うことになる。端末の使い方は、職員に教えてもらうことができる。それでも使えそうにない人(情報弱者)については、適当な求人情報を予め何枚か職員が印字しておいて、希望者に渡すことも考えているという。

# 生活保護申請の前準備(求職受付票)の方法が変わります

## 暑さが厳しくなっています。

### 今年も健康検診をおこないます。

昨年もおこなって、おおむね好評だった一斉健康診査を今年も実施します。一部不評の声があったのは、「健康診査を受けて病気がわかるのが怖いから」というものですが、そういう人ほど受けて欲しいものです。健康診査はやりっ放しでなく、結果は個人に渡し、個別に説明を受ける機会も用意されていることは、昨年通り。お医者さんや保健師さんの説明と場合によれば医療機関宛の紹介を書いてもらうことで、適切な医療を受けやすくなっています。

これもまた昨年と同じ事なのですが、今回も調査研究とのタイアップ企画ということになります。健康検診は、具体的には民間の専門会社と一人当たり二千元ながしで契約しておこなうこととなります。検査項目によって値段が変わります。その経費を、国から研究助成を受けた「ホームレス健康問題研究会」に負担してもらおうこととなります。

7月21日から9日間 7月30日まで  
問診と胸部レントゲン  
7月31日から9日間 8月10日まで  
採尿、血圧測定、採血、身長・体重

健康検診のデータは、個人を特定する形でだけでなく、野宿生活者の健康問題に取り組むための基礎データとしても活用されます。その場合は、個人を特定する形でデータが使われることはありません。この種の研究には情報を取り扱う際の倫理規定があり、それを遵守して取り扱われます。

今年の夏は、取り分けて暑さが厳しそうです。野宿では確実に、身体の調子がおかしくなる。期間中は番号を飛ばさないように気をつけて、検診を受けよう。

健康検診のデータは、個人を特定する形でだけでなく、野宿生活者の健康問題に取り組むための基礎データとしても活用されます。その場合は、個人を特定する形でデータが使われることはありません。この種の研究には情報を取り扱う際の倫理規定があり、それを遵守して取り扱われます。

7月21日から9日間 7月30日まで  
問診と胸部レントゲン  
7月31日から9日間 8月10日まで  
採尿、血圧測定、採血、身長・体重

**\*酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがあれば就労できません。**

**\*生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。**

待ち時間たっぷり健康検診、ご苦勞様でした

## 秋も間近、暑さを乗り越えよう

集団健康診査が終わりました。結構、辛抱がいる行事でありましたが、本番はこれからです。

胸部レントゲン撮影では、朝撮影したものを特急で現像、昼には専門家が写真を見て判定、たいてい毎日2人あて入院となりました。

結核はいい薬があるので、毎日三食食べて、たっぷり睡眠をとっていれば、そう怖い病気ではないのですが、輪番就労に来る多くの仲間はそのような生活を送れないでいます。だから、「怖い病気」ということになります。早期発見、早期治療が、結核にかかってしまった人だけでなく、感染する可能性が高い同じ現場で働く仲間にとっても大切ということになります。

今回の即日判定、本人への通知・入院の体制は、本人の治療だけでなく、予防の観点からも大きな成果を上げたものだといえます。

しかし、健康診査の本番はこれからです。



長い時間待つて、痛い思いをしてした採血の結果がわかるのが18日以後。結果は、印刷されたものが手渡されますが、その読み取り方については、なるべく丁寧に説明できる体制が準備される予定です。結果を充分に活用し、病気の早期治療を心がけましょう。

健康検診の結果は、8月18日以降、就労の日に、個々人に手渡します。いましばらくお待ち下さい。

**\*酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがあれば就労できません。**  
**\*生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。**



## 厚生労働省来年度ホームレス対策予算概算要求34億3200万円

### 新規事業はホームレス就業支援事業（仮称） 1億4500万のみ

8月31日は、来年度予算概算要求の締め切り日。厚生労働省の「ホームレス対策」概算要求額は、今年度予算より約4億円増の34億3200万円。増額部分の多くは、相談とか技能講習などで、新規事業はホームレス就業支援事業（仮称）のみ。

その内容は、「野宿生活を余儀なくされているホームレスのうち就業意欲のある者を対象に、ホームレスの就業ニーズに合った仕事の開拓・提供、就業支援相談や職場体験講習を実施し、就業による自立を支援する。」とされている。1億4500万円は4地域分だから、単純に計算すると1地域あたり3625万円ということになる。

対策メニューの豊富化は望ましいことであるが、いかにせん予算規模が現実の必要に対応していない。

現実の必要に対応するとはどういう事か。大阪でいえば、現状の就労事業を、「就業ニーズに合

った仕事の開拓・提供」に沿うものと認め、予算規模を百倍にし、10割国負担とする。とだと考える。そうすることによって、大阪で野宿を余儀なくされている多くの仲間が、特掃で働き簡宿（ドヤ）で生活してご飯を食べられるようになる。そういった状況を一旦産み出して、職業相談や技能講習を押しすすめることによって、徐々に特掃の規模を減少することも可能となる。

残念ながら、概算要求の中では、特掃の継続・拡大につながるような内容を見いだすことはできない。

特掃を支えている予算のほとんどは、緊急雇用創出特別交付金の後継策がこれ

- \*酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがあれば就労できません。
- \*生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。

## ホームレスの自立支援等に関する国家要望(案)

平成16年8月24日(火)

自由民主党／東京都ホームレス議員連盟(東京都議会、区議会)／ザ・ホームレス・フォーラム(大阪府議会)  
／自民ホームレス問題研究会(大阪市区会)

ホームレス問題は今や大都市ばかりでなく中小都市にまで広がる全国的な社会問題となっており、ブルーテントの见えない都市は、もはやどこにもない状態です。一略一

ホームレス問題はホームレス自身の生活面に重大な影響を与えており、人道上也看過できない問題です。研究によればホームレスの路上死は、相当な数にのぼっており、先進国の大都市でなぜ餓死・凍死するのかと指摘されています。また、一方、ホームレスによる公園や道路、河川敷等の占有による地域住民の利用阻害は多くのあつれきを生じており、速やかに改善されるべき問題です。ホームレスを巡っては世間で様々な意見がありますが、ホームレスに対して厳しい見方をする理由は多くこの点にあると思われまゝ。一略一

ホームレス対策は多岐に亘りますが、その中でも重要な下記の点について、国において取り組まれるよう要望するものであります。

記

### 1 ホームレス等の就業機会の確保に関する事

#### (1) ホームレスの就労による自立に関する事

○雇用政策の根幹を担う国においては、厳しい雇用情勢に対応した公的機関による雇用就労機会の創出策をはじめとして、就労による自立が可能となる実効性のある就労支援策を講じられたい。

○河川、道路など国所管の公共施設の維持・管理業務にホームレスの就労支援策を組み込まれたい。

#### (2) ホームレスとならないための予防に関する事

○ホームレスの相当数が山谷・あいりん等の寄せ場での就労経験を有しており、ホームレス対策を進めるためには、こうした「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域」を中心として就業の機会の確保、生活上の支援が極めて重要である。国においては、ホームレス化の防止の観点から特別の財政措置等の支援を講じられたい。

○また、山谷・あいりん地域等の寄せ場を就労拠点としている高齢日雇労働者に対し、特別就労事業の創設や雇用保険受給要件の緩和等の措置を講じられたい。

### 2 ホームレスの生活保護に関する事

○高齢や傷病等により就労自立することが難しく、他法他施策でも対応困難なホームレスに対しては、生活保護を適用してきている。しかし、ホームレスが全国から大都市に流れ込んでくる中、ホームレスが多く存在する大都市にとって、生活保護費の負担が過重なものとなっており、こうした財政負担を一手に大都市が負うことは不合理である。ついては、財政負担の新たなルールを創設するなど、ホームレスへの生活保護費の負担が大都市に大きく偏ることのないよう、国が特別の財政措置を講じられたい。

○現在、国は、三位一体改革の中で、生活保護費国庫負担金の負担割合の引き下げを提案しているが、地方の自主性・自立につながるものではなく、大都市の財政に甚大な影響が及ぶ。そもそも生活保護制度は、憲法の理念に基づき、国が責任をもって最低生活を保障し、自立を助長する制度であることから、その経費も本来は、国が全額負担すべき性格のものである。したがって、国庫負担金については、少なくとも現在の負担割合を変更することなく堅持されたい。

### 3 公園や道路、河川敷等、公共施設の適正管理に関する事

○ホームレスの自立支援策の充実にともない、ホームレスが占有した公園や道路、河川敷等を、その本来の目的のために再生整備し、地域住民の快適な利用に供することが重要な課題である。また、再びホームレスが当該施設を占有しないよう管理の強化など適切な措置が必要である。地方自治体が、公園や道路、河川敷等の再生整備等に取り組むため、特別の財政措置等の支援を講じられたい。それとともに、実効性のある適正管理ができるよう関係法令の整備を図られたい。

### 4 無料低額宿泊所に関する事

○無料低額宿泊所は、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」において、ホームレス等生活困窮者の居宅生活移行を支援する場として位置づけられた。しかし、地域によっては宿泊所の開設の際、事業者が近隣住民の十分な理解が得られないまま届出を行おうとする事例もある。このため、悪質な事業者については、開設にあたって実効性のある規制を強化するなど、必要な方策を講じられたい。

\* 8月23日自民党地方議員など60名が大阪で会合を持ち、上記要望をまとめた。国へうまく届くか期待。

「ホームレス対策」予算確保請願署名・現在約二万九千名

たいさくよさんかくほせいがんしよめいげんざいやくまんせんめい

## 野宿生活者対策予算と「三位一体の改革」の関係はどうなっている？／どうなる？

### ホームレス対策への国の補助金がなくなり税源移譲されると

1999年に「緊急地域雇用特別交付金」が話題になった頃、「あれは釜ヶ崎に関係あるのかな」と眺めていたら、特例として活用が認められ、輪番就労の拡大に結びついた。

その背景には、運動の積み重ねにより、大阪府・市の単独費用負担で輪番就労がすでに実施されていたこと、地域状況の深刻さにより大阪府・市が国に強く働きかけたことなどがあつた。

さて、最近よく聞く「三位一体の改革」。「あれは釜ヶ崎に関係あるのかな」と眺めていたら、どうやら関係があるということがわかってきた。

そもそも「三位一体の改革」とはなにか。全国の知事や市長、地方議会の議長が集まった地方6団体はいう。「本来、「三位一体の改革」は、真の地方自治の確立に向けた「地方分権改革」である。地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにより、

住民ニーズに対応した多様な個性豊かな地域づくりを行い、国民が豊かさゆとりを享受できるよう、財政面の自立度を高めるための改革である。』

で、『平成17、18年度における3兆円規模の税源移譲に見合う国庫補助負担金廃止の具体案をとりまとめ、提示することとした』

以上のような流れで、前号で紹介した厚生労働省のホームレス対策予算34億円の内7、8割方が廃止対象とされている、というこのようのだ。

これまで、自立支援センターや夜間宿所なんかに使いやと、使い道を指定した補助金とし

から、と、ホームレス対策を行っていたが、今後は、各地方公共団体で必要を判断して、予算編成に当たることになる。となると、野宿者のことなんかほっとけ、もつと他に金の使い道はある、ということになりはしないか、ということだ。

**\*酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがあれば就労できません。**

**\*生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。**

# 大阪市の「地方分権改革」にかける夢は共有できるか

大阪市は、夢みている。大阪地域の税収は4兆円を超えている。その内3兆円を

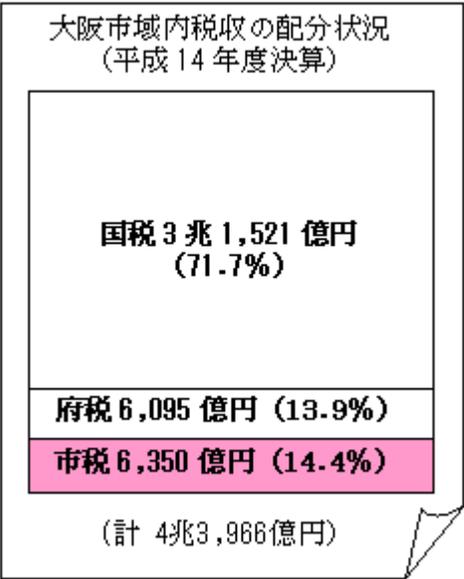
が、飛躍的に拡大されることに結びつくだろうか。

国が取っている。これを改めて、国は1兆円、大阪府は、まあ、現状維持6千億円、残り2兆4千億円を大阪市の税収とする。これが実現すると、平成16年度一般会計予算額は1兆7千億だから、当然、左団扇である、と。

大阪市は、野宿生活者は全国の存在し、一地方で解決できない問題ではない、といい、国は、地方地方で頑張るべきだ、という。税源移譲が進めば、国は、お金を渡してあるのだからもうすべき事はない、と逃げ、大阪市は、これ以上の対策は国の責任と対策予算をけちる、結果として野宿生活者対策が現状以上には進まない、ということになりはしないだろうか。

本来国で実施すべきものや格差なく国による統一的な措置が望まれるものについては、従前通り補助金をもらうから、随分余裕の予算編成ができる、と。

輪番就労の予算確保の目処がつかない状況で、これまで実施されてきた他の対策についての予算までゆらぐという状況になってきた。釜ヶ崎支援機構は、このような状況に揺らぐことのない予算確保を求めて、方々に働きかけている。皆にも協力してもらった請願署名もその一環だ。



国の責任で、一年間2百億円、5年分の1千億円を、ホームレス対策予算として組んでもらいたい。これが請願の趣旨だ。使い道と総額を明らかにし、予算を確保することで全国の自治体が野宿生活者対策に取り組むことが保障される。他の施策との予算の取り合いからも免れることができる。10月臨時国会に向けて、努力は続く。

先日、地域内生活道路清掃就労でもめ事が起こった。就労中に知り合いと出会った仲間が、知り合いと話をしている時に、酔った仲間が間に入られ、つい面倒くさくなって「関係ないからあっち行け」と突いたところ、酔った仲間が転倒、側にあった自転車に当たって眉毛のあたりをすりむいた。

突かれた仲間は暴行を受けたと西成署に行き、警官を現場に連れてきたが、班長が「いざこざ避けるべし」と当事者を余所に行かせ、知らん顔を決め込んだ。

その後、突かれた仲間が事務所に来ていわく、「NPOに雇われている人間が暴行ふるってもいいのか、事実を確認して欲しい、事件にする」。その時点で、事実確認できなかったため、西成署で事実確認することになり、事実確認中に、突いた仲間が西成署に来て事情が判明。突いた仲間が謝って一見落着となった。

突かれた仲間は、大阪城や大阪市の野営闘争にも参加、55歳になつたら登録しようと思しみにしているという。それだけに、特掃の仲間から突かれたことが我慢できなかったらしい。二度とこんな事が起こって欲しくないということで、警察に行ったという。

事の流れは問わず、就労中にいざこざは御法度です。知らぬ顔でごまかそうとするのは不心得です。事務所に報告をよろしく。

## 衆議院本会議（10月14日） 横路孝弘（民主党・無所属クラブ） 対 小泉総理

### 自殺・ホームレス・生活保護受給者の増加をどうする

現在、第161回臨時国会が開催されている。この臨時国会に、釜ヶ崎支援機構は「ホームレス対策予算確保に関する請願」を、7月から準備した請願署名を添えて提出することになっているが、冒頭の代表質問でも、すでに質疑が始まっている。これを受けて、今後、厚生労働委員会等で論議が深められる事が期待される。国会の動きを見ながら、請願提出をおこない、論議の具体化を促進していく。

10月14日、横路孝弘衆議院議員は、民主党・無所属クラブを代表しての質問の中で、自殺の増加、生活保護受給者の増加、ホームレス全国調査の数字、所得格差の増大、自営業の廃業数等々、具体的に数字をあげ、「行財政改革」が弱者切り捨てになつており、小泉総理がどのような社会を目指しているのかと問い質した。

それに対して小泉総理は、「弱者を切り捨てるのではなく、努力が報われる社会を目指す」と述べた

後、引き続き次のように述べた。

「自殺者、ホームレス、生活保護受給者の増加についてはありますが、これら増加の原因为ににつきましては、バブル経済崩壊後の長期にわたる経済の低迷が大きな要因の一つと考えています。

政府としては、精神面・経済面で問題を抱えた方々が、勇気と誇りを取り戻して、再び安定した生活を送れるよう、それぞれの方の実情に応じた、自殺予防のためのきめ細かな対応、自立・就労支援策の強化に努めていきます。」

とりあえず、小泉総理大臣は、「政府として、請願実現を求めなければならぬ。」

「酒」の匂いがすれば就労できません。

＊酒気帯び就労は厳禁です。

＊生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。

# 野宿者の命綱 風前／交付金、年度末で廃止／釜ヶ崎

日雇い労働者の街、大阪市西成区の釜ヶ崎で、高齢者の野宿者らが頼みの綱にしている大阪府と大阪市による清掃事業が存続の瀬戸際にある。国の緊急地域雇用創出特別交付金が今年度末で打ち切られるが、財政難の府と市が

財源を肩代わりするのが厳しいからだ。公園や道路などを清掃して日給5700円。1日250人の枠に平均60歳の3100人が登録するが、雇用枠が大幅に削られることは確実に、「一日一食」もおぼつかない人たちの不安は大きい。

推定で約2万7千人の日雇い労働者が暮らす釜ヶ崎。ここでの生活が20年という男性(57)は7日朝、大阪市内の廃校となった小学校で、約20人の人たちと雑草を刈り集めていた。

釜ヶ崎での収入は、月に数度の清掃の仕事と、空き缶拾いを合わせて約3万円。1日1回、支援者からの弁当を食べ、後はパンの耳をかじって空腹を紛らわす。「掃除の仕事が減ったらどうやって飯を食べばいいのか」。体を壊してこの6年公園やガード下で野宿を続けている。

「特別清掃事業」は94年度から始まり、府の西成労働福

祉センターが55歳以上を対象に仕事をあつせんする。04年度の予算は7億7千万円で、うち6億2千万円を国が、残りを府と市が負担している。

交付金は当初、01年度で限定的に打ち切りになるはずだったが、不況のさなかの緊急措置として違う名称で残った経緯がある。だが、今年5月、坂口厚労相(当時)は国会で、「失業者に一時的に職をつないでもらい、本格的な雇用はどう結びつけるかということでもタートした。今後も続けることはできない」と答弁した。

釜ヶ崎での求人状況は悪化の一途をたどる。同センターによると、55歳以上の求人は95年度、11万人あったが、03年度には2万4千人に激減。清掃事業の登録者を対象とするアンケートでは、今年5月の収入が2万円以下の人は半分近くを占め、7割強が野宿生活か、大阪市が設置したシェルター(臨時夜間緊急避難所)にいた。

NPO法人「釜ヶ崎支援機構」の今年5月の調査では、直近1週間で「毎日3食」の人は4人に1人。

「1日1食は食べている」と答えた人は3人に2人にも満たず、「1日何も食べられなかった」経験のある人は1割を超えた。

同機構は新宿ホームレス支援機構(東京)と北九州ホームレス支援機構(福岡)とともに、新たな支援策を求める署名活動を実施。3団体で7月から集めた署名は3万人を超え、12日に開会の臨時国会に請願を出す。

「自治体で対応できる問題ではない」などとして、府と市はあくまで国に助成を求める方針だが、経済団体や連合大阪などと連携し、路上生活者の就業支援の検討も始めた。しかし、財政の厳しさに変わりはなく、府は05年度から、釜ヶ崎の日雇い労働者に年2回支給していた冬の「モチ代」(1万8400円)、夏の「ソーメン代」(1万6900円)をやめる。

【写真 除草作業に励む労働者ら】大阪市北区で朝日新聞・大阪・夕刊・2004年10月12日。

## 請願署名

衆議院提出分 32,604名  
参議院提出分 18,680名

11月29日現在

## 「ホームレス対策予算確保に関する請願」 11月4日に提出

## 請願紹介議員は、民主・共産・社民各党から計42名

政府は、台風・地震被災者の救済に全力を、そして、野宿生活者・雇用対策にも全力を

日本列島を台風や地震が襲い、多くの人が家や仕事を失っている。必要な対策費用は、1兆円とも2兆円ともいわれている。

神戸淡路大震災の影響で、現在に至る野宿生活を余儀なくされている人も多い。このようなことが繰り返されるのではないように、充分な対策費用が確保され、すべての被災者が再び安定した生活を取り戻せるよう、政府・地方自治体は取り組むべきである。

その一方で、これまでの長引く経済不況や高齢のために失業状態にある人々、野宿を余儀なくされている人々に対する対策が、忘れ去られたり、軽視されるようなことがあってはならない。輪番就労の縮小につながる交付金の打ち切りが、小さな問題

として軽く扱われることは許されない。請願は、11月4日に提出される。提出に

釜ヶ崎支援機構は、大阪の輪番就労や野宿生活者対策に関してだけでなく、全国の行動がおこなわれ、紹介議員団からの決意

の請願を提起し、賛同署名を集めてきた。新宿ホームレス支援機構などの東京の仲

賛同署名は右上に書かれているように、万間中心の行動になるが、大阪からも30名程

を越える多数がよせられた。北九州ホームレス支援機構は、31日に街頭署名活動を追加する。

い、最後の最後まで賛同者の拡大に努めると、提出された請願は、委員会(今回の場合は、厚生労働委員会)に付託され、審査される。

**\*酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがあれば就労できません。**

**\*生活保護受給者(居宅保護・施設入所・入院)は就労できません。**

しゅうぎいんぎちょう こうの ようへい どの  
衆議院議長 河野 洋平 殿

さんぎいんぎちょう おうぎ ち かけ どの  
参議院議長 扇 千景 殿

## ホームレス対策予算確保に関する請願

### 一 請願の要旨

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、2002（平成14）年8月7日に公布されて2年が経過しています。この間、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定され（平成15年7月）、大阪府・大阪市をはじめ幾つかの自治体で、「実施計画」が策定されています。しかしながら、平成15年に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査」で、全都道府県において野宿生活者が確認されているにもかかわらず、「実施計画」の策定は全国的な拡がりを見せていません。

法は、10年間の時限立法であり、このままでは立法の目的を達することなく法の効力を失う日を迎えることとなりかねません。

法第10条では、「国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定められています。

定められた時限内に法の目的を達成するため、また、地方公共団体の対策意欲を喚起するためには、現状の限られた事業に対する補助金制度ではなく、基金を設け、交付金による事業実施に切り替えるべきであると考えます。

### 二 請願事項

1年間200億円を見込み、その5年間分の1000億円を、「ホームレス自立支援基金（交付金）」として予算措置されたい。

私たちが求めているのは、野宿を余儀なくされている人々、あるいは野宿を余儀なくされるおそれのある人々の対策です。輪番就労も、その対策の一環として実施されているものです。

輪番就労は、高齢者の「生きがい対策」として行われているものではありません。その違いをよく理解してください。生活保護受給者は、酒やパチンコなどで浪費しない限り、最低限度の生活費には困らないはずですから、輪番就労を利用することはできません。住む家も一定の収入もあるので、根気よく他の仕事を探す時間と余裕があるはずです。

その区別がうやむやになると、輪番就労の存続が困難になります。大事な時期です。理解と協力を。

「ホームレス対策予算確保に関する請願」を改めて確認